



Duett

デュエット

「デュエット」には、性別に関わりなく、デュエット（二重奏）により互いに協力して未来へ向かうという意味が込められています。

Vol.48

2025.1

困難女性支援法（女性支援新法）を知っていますか？

2024年4月に女性のための新法が施行されました。デュエット Vol.47 で取り上げた「上尾市困難女性支援ネットワーク」の根拠となる法律です。正式名称は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援新法）といいます。今号は、この女性支援新法をクイズ形式で紹介します。

法律は23条ありますが、その骨子は最初の第1条～3条に表されていますので、そこからの出題です。

三択問題だよ。実際に条文にあると思う言葉を選んでね。



Q1 女性支援新法の目的は？

第1条に目的が記されています。「女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり【 ① 】により様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、……困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、……人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる」ようにしようというものです。

①に当てはまる言葉はどれでしょう？ A. 貧困 B. 差別 C. 女性であること

Q2 困難な問題を抱える女性とは？

第2条には、「困難な問題を抱える女性」の定義が記されています。「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（【 ② 】女性を含む。）」とあります。

②に当てはまる言葉はどれでしょう？ A. そのおそれのある B. その自覚のない C. トランスジェンダー

Q3 どんな支援が行われる？

第3条には、支援に当たって重視すべき3つの基本的な理念が示されています。1つ目として、「困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた【 ③ 】支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、……多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること」が挙げられています。

③に当てはまる言葉はどれでしょう？ A. 最高の B. 最適な C. 必要最低限の



難しかったかな？
では、解答よ。

Q1 C 【女性であること】により

「貧困」や「差別」も、女性が困難な問題を抱える原因です。しかし、この法律は、現在の社会ではそもそも女性であること自体が、困難な問題を多く生じさせている重要な原因であるという認識に立っています。それゆえ、こうした問題は、単純に個々人の責任に帰すべきではなく、社会として解決していくべきということです。

Q2 A (【そのおそれのある】女性を含む。)

これは注目すべき言葉です。つまり、現在困窮していなくても、将来的に困窮しそうな女性には、未然に手を差し伸べるべきであることが示されています。女性に対し、幅広く、支援の手を伸ばす法律なのです。

なお、Cのトランスジェンダー女性は、女性支援新法の条文に明示はされていませんが、もちろん支援対象です。法律の施行に当たって厚生労働省が定めた基本方針には、「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、……可能な支援を検討することが望ましい」と示されています。また、基本方針には、「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず」と書かれており、若年女性、障害者、外国人住民等も、当然、この法律で支援すべきことが示されています。

Q3 B 【最適な】支援を受けられる

支援の基本理念の1つ目は、支援対象者の「それぞれの意思が尊重されながら、……最適な支援を受けられる」ことです。そのためには、「多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること」が必要となります。1つの窓口を訪ねれば、対象者がまさしく必要とする支援に繋がっていく体制作りが必要ということです。

ちなみに、基本理念の2つ目は「支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施される」こと、3つ目は「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資する」ことです。そもそも、女性の困難な問題の根底には、女性の人権が軽んじられ、男女平等がまだまだ実現できていない社会の現状があります。それを是正していく必要があります。

参考文献：戒能民江、堀千鶴子編著『困難を抱える女性を支えるQ&A：女性支援法をどう活かすか』解放出版社、2024年。

相談を行っています

男女共同参画推進センターでは、自分の生き方や家族との関係、離婚問題、DV(暴力を振るわれる、暴言を吐かれる)など、様々な悩みを抱えている女性のための相談を行っています。

カウンセラー・弁護士・相談員が対応します。



配偶者暴力相談支援センター
【DV 専門相談】



女性のための相談など
【毎週木曜日予約状況更新】

☎048-778-5110

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

秘密厳守

相談無料

デュエット 第48号 2025年(令和7年)1月発行

企画・編集 小沢裕(デュエット編集協力員) 発行 上尾市男女共同参画推進センター

〒362-0014 埼玉県上尾市本町1-1-2 TEL 048-778-5111(直通) FAX 048-778-5112

人権男女共同参画課ホームページ <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s209500/>

